

がん原性が認められた化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針について

I 指針公表の根拠及び指針の統合

国が実施したがん原性試験の結果、哺乳動物にがんが認められた化学物質に関しては、平成 3 年以降、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣は「がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの」として告示で定めるとともに、その物質に関する健康障害防止指針を公表してきた。

平成 3 年から平成 18 年までに、四塩化炭素をはじめとする計 18 物質を告示で定め、物質ごとに 18 の指針を公表してきたが、平成 23 年 10 月、指針対象物質として 8 物質を追加するとともに、前述の 18 物質と合わせた計 26 物質について、これまでの指針と統合した形で新たな指針を定め、これまでの 18 の指針を廃止した（平成 23 年 10 月 28 日健康障害を防止するための指針公示第 21 号。以下「指針公示第 21 号」という。）。

II 新たな指針（指針公示第 21 号）の内容

1 趣旨

- 対象物質及び対象物質を重量の 1 % を超えて含有するものを製造し、又は取り扱う労働者の健康障害を防止するため、事業者が講ずべき措置を定める

2 対象物質（CAS 登録番号）

- 26 物質の物質名及び CAS 登録番号を列挙

3 対象物質へのばく露を低減するための措置について

- 指針対象物質の適用法令により、次の 3 つのグループに類型化して措置を規定
- (1)～(3)とも、作業環境管理、作業管理、排気・排液等による汚染の防止、保護具、作業基準の策定を規定
(※今回追加した 8 物質に関する保護具は、施行通達で示した。)

- (1)有機溶剤中毒予防規則の対象物質（含有量 5 % 超え）
- (2)特定化学物質障害予防規則の対象物質（含有量 5 % 超え）
- (3)上記(1)、(2)以外の物質

4 作業環境測定について

- 指針対象物質の適用法令により、次の 2 つのグループに類型化して措置を規定

- 評価指標の設定できない物質については、測定のみ規定
- 測定結果、評価結果の保存は 30 年間
(※今回追加した 8 物質の測定方法・評価方法は、施行通達で示した。)

- (1) 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の対象物質
(含有量 5% 超え)
- (2) (1) 以外の物質

5 労働衛生教育について

- 教育内容、時間を規定

6 労働者の把握について

- 対象物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1 月を超えない期間ごとに氏名、業務概要等の記録を行うことを規定

7 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について

- 対象物質の適用法令により、次の 3 つのグループに類型化して措置を規定
 - (1) 表示、MSDS 交付がともに義務付けられている物質
 - (2) MSDS 交付が義務付けられている物質
 - (3) どちらも義務付けられていない物質

Ⅲ 今後の指針の策定方法

国が実施した哺乳動物にがんが認められた化学物質に関しては、今後は、独立した指針は策定せず、指針公示第 21 号に追加して記載する。

また、追加した物質に関する保護具、作業環境測定の測定方法・評価方法については、指針の施行通達に記載する。